**「令和２年度後期授業料」の特例猶予の実施について**

新型コロナウイルス感染症の影響による家計悪化等を考慮し，各種の経済支援制度（前期授業料納付期限の延期，前期授業料の分割納付，緊急修学支援金の給付，前期・後期緊急授業料減免の実施）を実施しておりますが，これらの緊急措置によってもなお，「令和２年度後期授業料」の納付が困難な方のために，以下のとおり，申請に基づく納付時期の特例的な延期（特例猶予）を実施します。

**１．特例猶予の対象となる授業料等**

**〇令和２年度後期授業料**

※「令和２年10月入学に係る入学料」の減免申請の結果，納入がある者は，同制度による納入猶予申請制度があるため，今回の特例猶予申請の対象外とします。

**２．対象学生**

　**〇令和２年度後期授業料**

学部学生及び大学院学生（令和２年度途中での卒業・修了予定者は除く）で，かつ

①「令和２年度後期授業料減免」に申請した結果，後期授業料の納入が必要な者　　　または，

②「令和２年度後期授業料減免」等の申請をしていないが，申請時点において後期授業料を納入していない者

のうち，新型コロナウイルス感染症の影響による経済的理由で，口座振替の場合は令和３年１月２７日（水），

振込の場合は令和３年１月２９日（金）までに納入することが困難な者

※今回の特例猶予は，新型コロナウイルス感染症の影響による経済的理由で，上記納付期限までに授業料納入が困難という方であれば，どなたでも申請できます。（授業料減免等の申請の有無は関係ありません。）

※前回（令和２年１１月４日～１１日）受付した授業料特例猶予に申請した者は，内容が重複するため，今回の

特例猶予申請の対象外とします。

**３．特例猶予が許可された場合の納付期限**

　　特例猶予が許可の場合：令和３年２月２６日（金）

**４．特例猶予の申請期間**

**令和３年１月８日（金）～１４日（木）１７時００分**【厳守】　※申請期間が短期間ですので，ご注意ください。

学部1年生と水産学部2年生は「高等教育推進機構」４－B窓口（学生支援課奨学支援担当）へ提出願います。

**５．申請先**

　　所属する学部・学院等の授業料減免窓口へ，紙媒体で提出願います。

（紙媒体での申請ができない場合には，所属する学部・学院等の担当窓口へご相談ください。）

**６．申請書様式**

窓口に行くことが出来ない場合は所属する学部・学院等の担当窓口へご相談下さい。(学部１年生と水産学部２年生は学生支援課奨学支援担当に相談して下さい。)

　　本学ホームページからダウンロードしてお使いください。

**７．特例猶予申請の結果通知について**

　　令和３年１月２０日（水）から，申請した各学部等窓口にて結果通知書をお渡しします。

ホームページによる公表は行いません。

**８．申請上の注意**

　〇申請理由は「新型コロナウイルス感染症の影響による経済的理由」のみです。他の理由では申請できません。

　〇「後期授業料減免」・「後期緊急授業料減免」に申請した方については，申請結果を記載する欄がありますので，確認をお願いします。

　〇授業料の納付方法が「口座振替」の場合，今回の特例猶予が許可されても日数の関係上，口座振替を止めることができません。口座残高が振替額を上回っている場合には，口座振替が行われますので，ご注意ください。　　なお，口座振替にて授業料が納付された場合は，納付された授業料をお返しすることはできません。

〇許可・不許可の決定は令和３年１月２０日（水）の予定であり，不許可の場合は決定から納付期限（上記参照）までの期間が短いため，予め留意してください。

令和３年１月５日

学務部学生支援課奨学支援担当